

議案第29号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第1条から第9条まで 略			第1条から第9条まで 略		
別表第1（第2条関係） 開発行為に係る手数料			別表第1（第2条関係） 開発行為に係る手数料		
項	事務の名称	金額	項	事務の名称	金額
略			略		
12	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） <u>第20条の2第13項又は第38条の4第22項の認定</u>	略	12	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） <u>第20条の2第14項又は第38条の4第24項の認定</u>	略
13	租税特別措置法施行令第25条の4第2項又は <u>第39条の7第9項の認定</u>		13	租税特別措置法施行令第25条の4第2項の認定	
14	租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は <u>第39条の7第11項の認定</u>		14	租税特別措置法施行令第25条の4第17項の認定	
以下 略			以下 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。